

横須賀市報

第1794号

発行日 毎月 10日 25日	発行所 横須賀市役所 編集兼 発行人 印刷所	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地克明 横須賀市印刷所
-------------------------	------------------------------------	---

目 次

規 則

- ◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正…… 14615
- ◇都市公園条例施行規則中一部改正…… “
- 告 示
- ◇指定代理納付者の指定について…… “
- ◇市の施設の供用の休止について…… 14616
- ◇横須賀市個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求できる個人情報の指定について中一部改正…… “
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について…… “
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について…… “
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…… “
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更について…… “
- ◇除却広告物等の保管について…… “
- ◇放置自転車等の移動について…… 14617
- ◇道路区域変更及び供用開始について…… 14618
- 公 告
- ◇軽自動車税の納税通知書の公示送達…… “
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…… “
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…… “
- ◇開発行為の工事完了について…… 14619
- ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達…… “
- ◇都市公園の区域及び面積の変更について…… “
- ◇横須賀都市計画地区計画2次案の縦覧について…… “
- ◇農用地利用集積計画について…… “
- 上下水道局告示
- ◇指定代理納付者の指定について…… 14620
- ◇指定下水道工事店の指定について…… “
- ◇指定下水道工事店の所在地の変更について…… “
- 上下水道局公告
- ◇水道事業会計用地の売払いに係る一般競争入札について…… “
- 教育委員会規則
- ◇教育職員手当等支給規則中一部改正…… 14621
- ◇横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中一部改正…… “
- ◇横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中一部改正…… “
- ◇横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中一部改正…… “
- 教育委員会告示
- ◇社会教育施設の供用の休止について…… “
- 選挙管理委員会告示
- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について…… “
- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について…… “
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について…… “
- 土地開発公社公告
- ◇令和元年度横須賀市土地開発公社事業報告について… 14622
- ◇令和元年度横須賀市土地開発公社決算について… 14623

規 則

横須賀市規則第59号（令和2年6月16日）

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月16日

横須賀市長 上地克明
横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改
正する規則

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（保険料の減免の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。
4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る令和元年度分の保険料（納期が令和2年2月1日から同年3月31日までであるものに限る。）及び令和2年度分の保険料の減免に関する第17条、第20条及び第21条の規定の適用については、第17条各号列記以外の部分中「第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が次のいずれかに該当していること」とあるのは「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当する者又は市長が別に定める者に該当していること（以下「減免すべき理由」という。）」と、第20条第1項中「条例第19条第1項各号に規定する減免すべき理由（以下「減免すべき理由」という。）の生じた日の属する」とあるのは「市長が別に定める」と、同条第2項ただし書中「申請日」とあるのは「附則第4項において読み替えて適用する第17条に規定する減免すべき理由（第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が市長が別に定める者に該当していることに限る。）に係る減免を認められた保険料並びに申請日」と、第21条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」とあるのは「市長が別に定める」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第60号

都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地克明
都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「大津公園駐車場」の次に「、燈明堂緑地駐車場」を加える。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第118号（令和2年6月12日）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）第115条の規定により告示します。

令和2年6月12日

横須賀市長 上地克明

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス
楽天株式会社
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
横須賀応援ふるさと納税（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年6月12日から令和3年3月31日まで

横須賀市告示第119号（令和2年6月16日掲示済）

市の施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。

なお、令和2年横須賀市告示第100号（市の施設の供用の休止について）は、廃止します。

令和2年6月16日

横須賀市長 上地 克明

(次のとおりは略)

横須賀市告示第120号

平成14年横須賀市告示第45号（横須賀市個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求できる個人情報の指定について）の一部を次のように改正します。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地 克明

表職員採用試験の項中「筆記試験不合格者」を「第1次試験（筆記試験に限る。）の不合格者」に、「総合得点」を「得点」に、「に係る部分は除く。」を「のみの場合にあっては、順位」に改め、同表職員採用選考試験の項を削り、同表非常勤職員採用試験の項中「非常勤職員採用試験」を「会計年度任用職員採用試験（総務部人事課が事務を所掌するものに限る。）」に、「第1次試験不合格者」を「第1次試験（筆記試験に限る。）の不合格者」に、「総合得点」を「得点」に改め、同表消防職員採用試験の項中「総合得点」を「得点」に改める。

横須賀市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地 克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変更前	変更後
坂本町1丁目町内会	飯塚 喜昭 横須賀市坂本町1丁目8番地	佐々木 満 横須賀市坂本町1丁目35番地
三洋台町内会	小原 三則 横須賀市富士見町3丁目41番地	笛原 忠郎 横須賀市富士見町3丁目44番地20
中里町内会	寺嶋 重雄 横須賀市上町1丁目26番地	平井 宏周 横須賀市上町1丁目25番地
第一平作町内会	橋本朋之 横須賀市平作5丁目18番11号	石黒俊幸 横須賀市平作5丁目6番11号
大津町5丁目町内会	柄澤 均 横須賀市大津町5丁目25番10号	加藤哲也 横須賀市大津町5丁目13番7号
シーハイツ1丁目町内会	大正 雄堂 横須賀市馬堀海岸1丁目6番29号	丸山 真司 横須賀市馬堀海岸1丁目14番3号

横須賀市告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年6月1日	アシストワン	横須賀市大矢部1丁目10番4号浜荘101	訪問介護	横須賀市大矢部一丁目10番4号浜荘101 特定非営利活動法人アシストワン 理事長 加藤裕子

横須賀市告示第123号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地 克明

指定期間	名称	所在地
令和2年6月1日	タカヤマ薬局北久里浜店	横須賀市根岸町3丁目1番6-5号

令和2年5月1日	タカヤマ薬局北久里浜店	横須賀市根岸町3丁目1番6-5号
----------	-------------	------------------

横須賀市告示第124号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関である恵徳会在宅医療クリニックから所在地を変更した旨の届出がありました。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地 克明

変更年月日	名称	所在地	
		新	旧
令和2年6月1日	恵徳会在宅医療クリニック	横須賀市池上1丁目4番5号	横須賀市東逸見町4丁目16番地70

横須賀市告示第125号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和2年6月25日 横須賀市長 上地克明					横須賀市武3丁目22番1号														
1 広告物等の名称又は種類等					3 返還を受ける方法														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>広告物等の名称又は種類</th><th>広告物等の数量</th><th>広告物等が放置されていた場所</th><th>除却年月日</th><th>保管期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり札等</td><td>30</td><td>吉倉町1丁目、西逸見町1丁目、東逸見町1丁目・2丁目、汐入町1丁目・2丁目、池上5丁目、若宮台及びハイランド4丁目地内</td><td>令和2年5月1日から同月29日まで</td><td>告示の日の翌日から起算して2週間</td></tr> <tr> <td>立看板等</td><td>3</td><td>公郷町3丁目及び池上5丁目地内</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間	はり札等	30	吉倉町1丁目、西逸見町1丁目、東逸見町1丁目・2丁目、汐入町1丁目・2丁目、池上5丁目、若宮台及びハイランド4丁目地内	令和2年5月1日から同月29日まで	告示の日の翌日から起算して2週間	立看板等	3	公郷町3丁目及び池上5丁目地内		
広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間															
はり札等	30	吉倉町1丁目、西逸見町1丁目、東逸見町1丁目・2丁目、汐入町1丁目・2丁目、池上5丁目、若宮台及びハイランド4丁目地内	令和2年5月1日から同月29日まで	告示の日の翌日から起算して2週間															
立看板等	3	公郷町3丁目及び池上5丁目地内																	
2 保管場所					横須賀市告示第126号														
					自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。														
					令和2年6月25日														
					横須賀市長 上地克明														
1 移動年月日等																			
移動年月日		移動した自転車等の台数	自転車等が放置されていた場所		保管場所														
自転車		原動機付自転車及び普通自動2輪車																	
令和2年5月1日から同月29日まで		台 22	台 2	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地														
同		2	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地														
同		2	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		13	2	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		1	3	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地														
同		4	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		2	1	京急大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地														
同		0	1	馬堀海岸駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		5	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地														
同		1	0	YRP野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同														
同		6	3	平成町3丁目、三春町5丁目・6丁目、衣笠栄町3丁目、平作1丁目、久里浜2丁目、津久井2丁目及び長坂2丁目地内の道路	同														
同		1	0	追浜駅第3自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地														
同		0	1	堀ノ内駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地														
同		1	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地														
同		1	0	北久里浜駅第4自転車等駐車場	同														

同	1	0	新大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	YRP野比駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき1,500円

原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき3,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第127号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和2年6月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地克明

路線名	旧新別	区間	敷地の幅員	延長
1,305	旧	平作1丁目2757番の8地先から平作1丁目3070番の4地先まで	メートル 2.9~3.1	メートル 28.4
	新	平作1丁目2757番の8地先から平作1丁目3070番の4地先まで	2.9~3.5	28.4
1,520	旧	森崎2丁目1684番地先から森崎2丁目1683番の2地先まで	1.8	26.9
	新	森崎2丁目1684番地先から森崎2丁目382番の1地先まで	3.7~3.9	26.9
2,602	旧	久里浜2丁目479番の5地先から久里浜2丁目477番の6地先まで	3.8	36.9
	新	久里浜2丁目479番の5地先から久里浜2丁目477番の6地先まで	3.8~3.9	36.9

公 告

横須賀市告示第97号（令和2年6月12日）
（掲示済）

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月12日

横須賀市長 上地克明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	軽自動車税	全期分

（別紙略）

横須賀市告示第98号（令和2年6月12日）
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

ら申出があるときは交付します。

令和2年6月12日

横須賀市長 上地克明

年 度	科 目	発付年月日
令和2年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和2年5月15日

（別紙略）

横須賀市告示第99号（令和2年6月12日）
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月12日

横須賀市長 上地克明

年 度	種 别	月 別	発付年月日
令和元年度	介護保険料	3月分	令和2年4月30日

（別紙略）

横須賀市公告第100号(令和2年6月12日)
掲示済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に

より、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和2年6月12日

横須賀市長 上地克明

許可年月日及び 許可番号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和元年9月27日 令1開第5号	令和2年5月29日 令2第6号	横須賀市秋谷字御代定5476番1	横須賀市秋谷4430番地 新倉昌子

横須賀市公告第101号(令和2年6月16日)
掲示済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年6月16日

横須賀市長 上地克明

年 度	税 目	備 考

令和2年度	固定資産税 都市計画税	定期賦課分
(別紙略)		

横須賀市公告第102号(令和2年6月25日)
掲示済

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和2年6月25日からその供用を開始します。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地克明

名 称	位 置(代表地番)	区 域	面 積	
			変 更 前	変 更 後
長井海の手公園	横須賀市長井4丁目3491番3	別図のとおり	平方メートル 167,413	平方メートル 281,323

(別図略)

横須賀市公告第103号

都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第48号)第18条第1項の規定により、次の地区計画の都市計画決定の2次案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日の翌日から起算して2週間縦覧に供します。

なお、当該地区計画の都市計画決定の2次案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する方は、公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を市に提出することができます。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地克明

地区計画の種類及び名称	地区計画の位置及び区域
横須賀都市計画地区計画若松町1丁目地区地区計画	若松町1丁目地内

横須賀市公告第104号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和2年6月25日

横須賀市長 上地克明

記の1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林4丁目848番及び849番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目1番20号
永野茂樹
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目4番6号
石原華子
横須賀市林2丁目4番6号
木村浩子

木村浩子

三浦郡葉山町一色700番地1

鈴木順子

記の2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林4丁目850番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目3番5号
永野忠行
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林2丁目4番6号
石原華子
横須賀市林2丁目4番6号
木村浩子
三浦郡葉山町一色700番地1
鈴木順子

記の3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林5丁目1256番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林5丁目1653番地
岸和幸
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林4丁目3番10号
吉井佐世子

記の4

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井1丁目641番及び642番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井1丁目12番28号
嘉山祥一
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井5丁目29番34号
中村正夫

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井3丁目3071番2
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井2丁目13番24号
沼田芳夫
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井3丁目20番21号
原田藤枝

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂4丁目931番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目1110番地
株式会社平凡野菜
代表取締役 藤原信良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市秋谷2丁目4番1号
乾周一郎

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長坂4丁目2270番1、2271番、2272番、2277番、2278番、2279番1及び2280番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
逗子市桜山7丁目1395番地192
栗田陽一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長坂4丁目17番2号
廣瀬巖

記の8

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢6丁目3723番及び3739番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢6丁目45番14号前田貸しビル202
仲野翔
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
東京都武蔵野市境南町1丁目4番9号
山田賢一朗

記の9

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢6丁目4322番1、5012番及び5013番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢6丁目45番14号前田貸しビル202
仲野翔
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長沢6丁目49番22号
松島啓泰

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、上下水道局会計規程（昭和28年水道企業管理規程第2号）第44条の2の規定により告示します。

令和2年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島洋

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
東京都千代田区紀尾井町1番3号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
富士見配水タンク跡地売払いの入札に係る入札保証金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年7月15日から同年9月28日まで

横須賀市上下水道局告示第22号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和2年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須395	有限会社小糸設備	小糸邦彦	相模原市南区下溝1039番地6	令和2年6月4日

横須賀市上下水道局告示第23号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店株式会社日野興業及び令和2年横須賀市上下水道局告示第14号により指定した指定下水道工事店株式会社日建

は、次のとおり所在地を変更しました。

令和2年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	
			新	旧
須23	株式会社日野興業	米陀敏	横浜市港南区日野中央一丁目16番5号	横浜市港南区日野七丁目1番22号
須389	株式会社日建	伊藤雅文	横浜市保土ヶ谷区上菅田町418番地186	横浜市保土ヶ谷区宮田町一丁目83番地

き、次のとおり一般競争入札により水道事業会計用地の売払いを行います。

令和2年6月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島洋

横須賀市上下水道局公告第2号（令和2年6月25日掲示済）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に基づ

(次のとおりは略)

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第10号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 智

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の6第1項の表中「149号給」を「145号給」に、「148号給」を「144号給」に改め、同条第2項中「149号給」を「145号給」に、「157号給」を「153号給」に、「148号給」を「144号給」に、「156号給」を「152号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第11号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 智

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度の休業日の特例)

3 令和2年度の学校における休業日に関する第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第12号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 智

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度の休業日の特例)

4 令和2年度の学校における休業日に関する第9条の規定の適用については、同条後段中「第12条第3項第4号」とあるのは「第3条第1項第3号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」と、同規則第12条第3項第4号」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第13号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 智

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度の休業日の特例)

6 令和2年度の高等学校における休業日に関する第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月27日まで」とあるのは「8月6日から8月17日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第14号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和2年6月1日から同月30日までの間、供用を休止します。

なお、令和2年横須賀市教育委員会告示第11号（社会教育施設の供用の休止について）は、廃止します。

令和2年6月1日

横須賀市教育委員会
教育長 新倉 智

1 横須賀市立中央図書館（横須賀市立児童図書館を含む。）、横須賀市立北図書館及び横須賀市立南図書館の各一部

2 横須賀市自然博物館及び横須賀市人文博物館の各一部

3 横須賀美術館の一部

4 横須賀市生涯学習センターの一部

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第10号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,814です。

令和2年6月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第11号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、113,557です。

令和2年6月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第12号 (令和2年6月1日)
(掲示済)

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総

数の6分の1の数は、56,779です。

令和2年6月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第3号

令和元年度横須賀市土地開発公社事業報告は、5月27日理事

会において認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和2年6月25日

横須賀市土地開発公社
理事長 石渡修

令和元年度横須賀市土地開発公社事業報告書

本年度は保有土地の管理等の事業を行った。これらの事業実績及び運営状況は、次のとおりである。

1 事業実績

(1) 用地管理事業

用 地 名	面 積	取 得 年 度
佐原地区文教施設建設用地	10,000.31 m ²	平成16年度

(2) 用地賃貸事業

用 地 名	面 積	賃 貸 開 始 年 度
馬堀海岸地区賃貸用地	12,682.09 m ²	平成22年度

(3) 土地保有状況

ア 公有用地（佐原地区文教施設建設用地）

区 分	面 積	金 額
期首 残高	10,000.31 m ²	528,695,216 円
当期 増加高	0	△4,997,388
当期 減少高	0	0
期末 残高	10,000.31	523,697,828

イ 賃貸用地（馬堀海岸地区賃貸用地）

区 分	面 積	金 額
期首 残高	12,682.09 m ²	1,860,940,296 円
当期 増加高	0	0
当期 減少高	0	0
期末 残高	12,682.09	1,860,940,296

2 決算収支

区 分	金 額
総 収 益	37,814,228 円
総 費 用	19,326,319
差 引 利 益	18,487,909

3 借入金

借 入 区 分	長 期 借 入 金	合 计
期首 残高	2,380,000,000 円	2,380,000,000 円
当期 増加高	0	0
当期 減少高	0	0
期末 残高	2,380,000,000	2,380,000,000

4 業務の運営

(1) 会議

理事会

第1回 令和元年5月29日 平成30年度事業報告及び
決算
第2回 令和2年3月23日 令和2年度補正予算
佐原地区文教施設建設用

地の購入期限延長

(2) 人 事
ア 役員数 7人
理 事 6人
監 事 1人
イ 職員数 7人

公社職員 7人

(令和2年3月末現在)

横須賀市土地開発公社公告第4号

令和元年度横須賀市土地開発公社決算は、5月27日理事会において認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和2年6月25日

横須賀市土地開発公社

理事長 石渡修

令和元年度横須賀市土地開発公社損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 円)

1 事業収益		
(1) 土地造成事業収益	<u>37,800,000</u>	<u>37,800,000</u>
事業総利益		37,800,000
2 販売費及び一般管理費		
(1) 需用費	8,290	
(2) 役務費	1,404	
(3) 委託料	118,800	
(4) 公租公課	7,474,888	
(5) 減価償却費	<u>34,560</u>	<u>7,637,942</u>
事業利益		30,162,058
3 事業外収益		
(1) 受取利息	5,348	
(2) 雑収益	<u>8,880</u>	14,228
4 事業外費用		
(1) 支払利息	10,588,377	
(2) 手数料	<u>1,100,000</u>	<u>11,688,377</u>
経常利益		18,487,909
当期純利益		<u>18,487,909</u>

令和元年度横須賀市土地開発公社貸借対照表
(令和2年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 流動資産		
(1) 現金及び預金		114,262,033
(2) 公有用地		<u>528,697,828</u>
流動資産合計		637,959,861
2 固定資産		
(1) 無形固定資産		
その他の資産		92,160
(2) 投資その他の資産		
賃貸事業の用に供する土地		<u>1,860,940,296</u>
固定資産合計		1,861,032,456
資産合計		<u>2,498,992,317</u>

負債の部

1 流動負債		
(1) 未払金		50,000
(2) 前受金		<u>4,285,483</u>
流動負債合計		4,335,483
2 固定負債		
(1) 長期借入金		2,380,000,000
(2) 受入保証金		<u>37,800,000</u>
固定負債合計		<u>2,417,800,000</u>
負債合計		2,422,135,483

資本の部

1 資本金		
(1) 基本財産		<u>10,000,000</u>
資本金合計		10,000,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金		48,368,925
(2) 当期純利益		<u>18,487,909</u>
準備金合計		<u>66,856,834</u>
資本合計		<u>76,856,834</u>
負債資本合計		<u>2,498,992,317</u>

注 記 事 項

(重要な会計方針)

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
公有用地 … 個別法による原価法
 - 2 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産 … 定額法によっています。
 - 3 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理 … 税込方式によっています。
- (貸借対照表の注記)
- 1 長期借入金については、横須賀市の債務保証を受けています。